

## 22.小菅町地区整備計画区域

別表第 2 . 用途の制限 ( 第 4 条関係 )

(ア) 地区	(イ) 建築してはならない建築物
小菅町地区	(1) 工場 ( 作業場の床面積の合計が50平方メートル以内であり、かつ、出力の合計が0.75キロワット以下の原動機を使用するパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むものを除く。 ) (2) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場 (3) ホテル又は旅館 (4) 自動車教習所 (5) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎

別表第 4 . 建蔽率の最高限度 ( 第 6 条関係 )

(ア) 地区	(イ) 建築物の建蔽率の最高限度
小菅町地区	10分の5 ( 街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地にあつては、10分の6 )

別表第 5 . 敷地面積の最低限度 ( 第 7 条関係 )

(ア) 地区	(イ) 建築物の敷地面積の最低限度
小菅町地区	300 平方メートル

別表第 6 . 壁面の位置の制限 ( 第 8 条関係 )

(ア) 地区	(イ) 距離	(ウ) 適用除外の建築物等
小菅町地区	2 メートル	外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当するもの (1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である物置その他これに類する用途に供するもの